

## ○予防専門型訪問サービス・生活支援型訪問サービスの報酬について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所は営業したが、利用者に対してやむを得ず個別にサービス利用を控えていただくように依頼したため、利用回数が計画回数に達しなかった場合等（他の日割り要件に該当しない場合）

上記の場合は日割り請求を行うこととし、以下のとおりの取り扱いといたします。

なお、以下には予防専門型訪問サービスを利用した場合の計算例を示しておりますが、計算方法は生活支援型訪問型サービスについても同じとします。生活支援型訪問サービスの計算を行う場合は、生活支援型訪問サービスの単位数を用いてください。

### 1 取扱い

日割りの計算方法については利用回数×利用1回あたりの請求単位数とします。

- 現状「週1回程度」予防専門型訪問サービスを利用している方に対するサービス提供：  
利用1回あたりの請求単位数 273単位 （39単位（日割）×7日分）  
※現状コードの「日割」の日数に「7」を入力して請求する。
- 現状「週2回程度」予防専門型訪問サービスを利用している方に対するサービス提供：  
利用1回あたりの請求単位数 308単位 （77単位（日割）×4日分）  
※現状コードの「日割」の日数に「4」を入力して請求する。
- 現状「週2回を超える程度」予防専門型訪問サービスを利用している方に対するサービス提供：  
利用1回あたりの請求単位数 123単位（日割）×利用1回あたりの請求日数(\*)  
(\*)利用1回あたりの請求日数の求め方…その月の日数÷計画回数（小数点以下切り上げ）  
※現状コードの「日割」の日数に「利用1回あたりの請求日数」を入力して請求する。

（注）月額報酬を超えた場合は月額のコードを使用してください。

例1：本来ひと月に4回利用する予定の「週1回程度」予防専門型訪問サービスを利用している方について、事業所は営業していたが、新型コロナウイルス感染症の影響などやむを得ず利用回数を減らして提供したため、3回の利用となった場合

⇒ 3回（利用回数）×273単位（利用1回あたりの請求単位数）＝819単位で請求する。

例2：本来ひと月に9回利用する予定の「週2回程度」予防専門型訪問サービスを利用している方に対し、事業所は営業していたが、新型コロナウイルス感染症の影響などやむを得ず利用回数を減らして提供したため、8回の利用となった場合

⇒ 8回（利用回数）×308単位（利用1回あたりの請求単位数）＝2,464単位＞2,349単位（月額）となるので、月額報酬（2,349単位）のコードで請求する。

例3：本来、ひと月に12回利用する予定の「週2回を超える程度」予防専門型訪問サービス利用している方に対し、事業所は営業していたが、新型コロナウイルス感染症の影響などやむを得ず利用回数を減らして提供したため、11回の利用となった場合

利用1回あたりの請求日数＝30日（31日の月なら31）÷12回≒3日（小数点以下切り上げ）  
利用1回あたりの請求単位数＝123単位（日割り）×3日（利用1回あたりの請求日数）＝369  
単位

⇒ 11回（利用回数）×369単位＝4,059単位＞3,727単位（月額）となるので、月額報酬（3,727  
単位）のコードで請求する。

## 2 その他

- ・貴事業所にて、新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス提供が困難となった際は、ケアマネジャーと連携をとるなどして、利用者に生活上必要なサービスが提供されるようご配慮ください。
- ・通常と異なる形での請求方法となりますので、利用者本人・家族への十分な説明をお願いします。また、担当ケアマネジャー間の十分な連携をお願いします。
- ・本取扱いについては本市独自の暫定的なものであり、今後、国の通知等により変更する可能性があります。

【お問い合わせ】

名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

電話：(052) 972-2594